

対馬市遠方妊婦健診交通費支援事業

令和8年度から遠方の産科医療機関等までが遠く長距離の移動を余儀なくされる妊婦を対象に、産科医療機関等までの妊婦健診時にかかる交通費の助成を行います。

対象者

妊婦健診時に対馬市に住民票があり、次のいずれかに該当する人

- ・自宅（または里帰り先）から最寄りの産科医療機関等まで、片道概ね60分以上の移動時間を要する方

<対馬内対象地区>

上県・上対馬：すべて

峰：木坂・青海・津柳

豊玉：廻・唐洲

厳原：久和・内院・浅藻・豆酸・久根浜・久根田舎・上槻

- ・医学上の理由等で、周産期母子医療センターで妊婦健診を実施する必要がある妊婦（ハイリスク妊婦）の場合は、自宅（または里帰り先）から最寄りの周産期母子医療センターまで、片道概ね60分以上の移動時間を要する方

助成内容

妊婦健診時における交通費が対象

公共交通機関の場合

運賃（実費）の8割を助成

自家用車の場合

市旅費条例に準じて算出した交通費の額の8割を助成



- ① 妊婦健診を受診することができる最寄りの産科医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦（上限14回）
- ② 医学上の理由等により、周産期母子医療センター等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦（ハイリスク妊婦）のうち、最寄りの周産期母子医療センター等まで概ね60分以上移動時間を要する妊婦（上限14回）
- ③ 妊婦健診を受診することができるが、分娩できない産科医療機関等が概ね60分未満にある妊婦であって、妊娠後期（概ね妊娠32週頃）から分娩予定施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、最寄りの分娩可能な産科医療機関まで概ね60分以上の移動を要する妊婦（上限7回） ◎上県・上対馬地区該当

申請方法

【提出期限】

最終妊婦健診後1年以内

【必要書類】

- 申請書
- 交通費の領収書または利用証明書等・・・利用日がわかるものの写し
- 母子健康手帳・・・妊婦健診日及び受診した施設がわかるものの写し
- 申請者名義の銀行口座が確認できる通帳もしくはインターネットバンキングの画面の写し
- 印鑑
- 周産期母子医療センターを利用された場合：診療明細書
※入院時の診療明細書に「ハイリスク妊娠管理加算」、「ハイリスク分娩管理加算」「総合周産期特定集中治療室管理料」のうち、いずれかが記載されているものの写し

申請先・お問合せ先

〒817-1292
対馬市豊玉町仁位380番地
保健部 健康増進課
TEL：0920-58-1116
FAX：0920-58-2755

〒817-8510
対馬市厳原町国分1441番地
南地区保健センター
TEL：0920-52-4888
FAX：0920-52-4812





対馬市遠方出産交通費及び宿泊費支援事業

令和8年度から遠方の分娩取扱施設で出産する必要のある妊婦を対象に、出産に伴う交通費や宿泊費の助成を行います。

対象者

出産時に対馬市に住民票があり、次のいずれかに該当する人

- ・自宅（または里帰り先）から最寄りの分娩取扱施設等まで、片道概ね60分以上の移動時間を要する方

<対馬内対象地区>

上県・上対馬：すべて

峰：木坂・青海・津柳

豊玉：廻・唐洲

巖原：久和・内院・浅藻・豆酸・久根浜・久根田舎・上槻

- ・医学上の理由等で、周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦（ハイリスク妊婦）の場合は、自宅（または里帰り先）から最寄りの周産期母子医療センターまで、片道概ね60分以上の移動時間を要する方

助成内容

出産時における交通費・宿泊費（分娩時の場合）が対象



【交通費（往復分）】

（タクシーの場合）

実費額の8割を助成

（公共交通機関の場合）

運賃（実費）の8割を助成

（自家用車の場合）

市旅費条例に準じて算出した交通費の額の8割を助成

【宿泊費（上限 前泊14泊 後泊7日）】

実費額（市旅費条例に定める宿泊費の額を上限とする）から2000円／泊を控除した額を助成

※1泊当たり2000円（および市旅費条例に定める宿泊費の額を超える場合はその超過額分）は自己負担

- *自宅（又は里帰り先）から最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動が必要な場合
最寄りの分娩取扱施設または最寄りの分娩取扱施設等の近隣の宿泊施設までの交通費および分娩取扱施設の近くで待機する場合の近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分、後泊分）を助成する。
ハイリスク妊婦の場合は、最寄りの周産期母子医療センターまたは最寄りの周産期医療センターの近隣の宿泊施設までの交通費及び宿泊費を助成する。
- *自宅（又は里帰り先）から最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分未満だが、最寄りの周産期母子医療センターまで概ね60分以上の移動が必要な場合
最寄りの分娩取扱施設までは助成外。
ただし、ハイリスク妊婦の場合は、最寄りの周産期母子医療センターまたは最寄りの周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設までの交通費及び宿泊費を助成する。

申請方法



【提出期限】

出産後1年以内

【必要書類】

- 申請書
- 交通費の領収書または利用証明書等・・・利用日がわかるものの写し
- 宿泊費の領収書・・・宿泊者氏名、利用日がわかるものの写し
- 母子健康手帳・・・出産日及び分娩した施設がわかるものの写し
- 申請者名義の銀行口座が確認できる通帳もしくはインターネットバンキングの画面の写し
- 印鑑
- 周産期母子医療センターを利用された場合：診療明細書
※入院時の診療明細書に「ハイリスク妊娠管理加算」、「ハイリスク分娩管理加算」
「総合周産期特定集中治療室管理料」のうち、いずれかが記載されているものの写し

申請先・お問合せ先

〒817-1292
対馬市豊玉町仁位380番地
保健部 健康増進課
TEL：0920-58-1116
FAX：0920-58-2755

〒817-8510
対馬市巖原町国分1441番地
南地区保健センター
TEL：0920-52-4888
FAX：0920-52-4812